# 潟上市立天王中学校 学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

- 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方
  - (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条より)

# (2) 学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。本校では、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識と「いじめは決して許されない」という毅然とした態度の下、生徒との信頼関係に基づき、教育活動全体を通じて「いじめを生まない学校づくり」に取り組むため、本方針を策定するものである。

## (3) いじめ防止等の基本的な対策

- ① いじめ未然防止
  - ・生徒指導の三機能を生かした授業改善
  - ・特別活動と関連を図った積極的な生徒指導
  - ・ 道徳教育の充実
  - ・ボランティア活動等の体験活動の充実
  - ・「いじめゼロ宣言」の継続した取組
  - ・「天王地区ふれあい宣言」の具体化
- ② 早期発見、早期対応
  - ・いじめ防止に関する教職員研修の実施
  - ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施
  - 日々の観察を受けた教職員間の日常的な情報交換
  - ・いじめ事案の報告と情報共有の迅速な実施
  - 事実確認や初期対応の組織的な実施
  - ・被害生徒の保護と、加害生徒への指導
- ③ 家庭、地域及び関係機関等との連携
  - ・校報、生徒指導だより等による情報発信と啓発
  - 教育委員会への連絡と連携
  - ・警察や児童相談所等への連絡と連携

# 2 いじめ防止等の具体的な取組

- (1) 未然防止の取組
  - ① 生徒指導の三機能を生かした授業改善
    - ・少人数グループでの人間関係づくりを進める。リーダーを育成しつつも、互いに 学び合うことで学びが深まる互恵的な関係をつくることを推奨する。
    - ・互いのよさを認め合う場を設定する。自分の学びを確立したり広げたりするため に仲間のどのような発言が頼りになったかなど、「関わり合い」の有用性を知的

- ・体験的に理解できるよう援助し、生徒自身がその過程を振り返る時間を設定する。
- ② 特別活動と関連を図った積極的な生徒指導
  - ・授業や行事などで生徒が活躍する場面を設定し、賞賛することで自己有用感を高められるようにする。
  - ・「学級SSM」の活動では具体的指標を示すことで、自分たちで立てた目標への 達成度を目に見える形で表し、取り組んだ成果が明確になるようにする。

(※学級SSM…クラスでの重点事項を考え、2週間で取り組む学級ごとの目標)

- ③ 道徳教育の充実
  - ・相互授業参観等の機会に、道徳科の授業を参観する機会を設定し、教職員の指導 力の向上を図る。
  - ・他人を思いやる心を育て、人権意識を高める。「いじめをしない」「いじめを許 さない」という心を育てる。
- ③ ボランティア活動等の体験活動の充実
  - ・キャリア・スタート・ウィーク等でお世話になった地域の施設等に対して感謝の 気持ちを伝えるための活動や、地域の方への暑中見舞い・年賀状を作成する活動 に取り組む。
  - ・体験活動等を通して適切な集団づくりに努める。協力し合う体験、自分のよさを 発揮して仲間から認められる体験等を通して、好ましい人間関係を形成する。
- ④ 「いじめゼロ宣言」の継続した取組
  - ・生徒会執行部を中心に制定した「いじめゼロ宣言」による取組を継続する。学級 ごとの話合いや具体的な取組の立案を基に、PDCAサイクルの機能を生かし、 年間を通した活動とする。
- ⑤ 「天王地区ふれあい宣言」の具体化
  - ・天王中学校区の3校で制定した「ふれあい宣言」の具体化を図る。生徒会活動との関連やありがとうの言葉を伝える活動(ありがとうの樹など)を通して、共感的な人間関係の構築に努める。
- ⑥ いじめに関する理解の徹底
  - ・全ての生徒に対して「いじめは決して許されない」という毅然とした態度により、 いじめは人格を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることを 理解させる。

## (2) 早期発見の取組

- ① いじめ防止に関する教職員研修の実施
  - ・生徒を語る会や校内研修会などを活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸 問題に関する研修会を計画的に実施する。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
  - ・生徒対象の学校生活アンケートを年間8回程度実施する。
  - ・家庭持帰りでの記名式による学校生活アンケートを年間2回程度実施する。
  - ・上記アンケートを基に、二者面談を実施し、情報収集や未然防止に努める。
  - ・二者面談を年間2回程度実施し、生徒と向き合う時間を設定する。
- ③ 日々の観察を通した教職員間の日常的な情報交換
  - ・定例(週1回)の生徒指導対策委員会を実施し、いじめをはじめとする生徒指導 上の諸問題に関する情報共有及び改善策の策定を図る。
  - ・生活ノートへの記入内容の確認や休み時間の見守り等を通して、生徒の生活の様子を把握し、情報の収集に努める。

## (3) 早期対応の取組

① いじめ事案の報告と情報共有の迅速な実施

- ・訴えや相談、気付きを基に、学年部→生徒指導主事→管理職と事案を報告する。
- ・管理職は、生徒指導主事、該当学年部を中心に、いじめ対策委員会を開催する。
- •「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、なぜ、どのように」などについて、現段階で分かることを随時迅速に共有する。
- ② 事実確認や初期対応の組織的な実施
  - ・できる限り報告を受けた当日に、学年部を中心に複数の教職員によって事実確認 を行う。いじめに関わった生徒に対して、個別に聞き取りを実施し、教職員間で の確認を行う。
  - ・常に被害者の立場に立ち、再発防止へ向けた対応に取り組む。その際の、被害・ 加害の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接顔を合わせる形で、丁寧に実施 する。
- ③ 被害生徒への支援と、加害生徒への指導に関する計画の立案と共有
  - ・生徒指導主事を中心に、いじめ対策委員会において、被害生徒への支援と、加害 生徒への指導・助言に関する計画を立案する。その際、「観衆」や「傍観者」と して行動していた生徒に対する指導・助言についても検討する。
  - ・実際の支援や指導に当たっては、当該生徒の所属する部活動の担当者や専門委員会担当など、全職員の協力の下、組織的に進めるようにし、その内容を潟上市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)に報告する。
- ④ いじめの早期解決と再発防止
  - ・いじめの事実が確認されたときは、その早期解決及び再発防止に向け、いじめ を受けた生徒を守り通すことを前提に、当該生徒及びその保護者に対する支援や いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- ⑤ 関係生徒や保護者への支援、指導及び助言
  - ・関係生徒や保護者への支援、指導及び助言については、スクールカウンセラーや スクールソーシャルワーカーなどの専門知識を有する者の協力を得ながら、いじ めが解消した期間が3か月を超えるまでの期間、教育的配慮に基づき継続的に行 う。
  - ・いじめを受けた側と行った側との間で争いごとが生じることのないよう、当該事 案に関する情報共有を適切に行う。

#### (4) 連携に関する取組

- ① 学校報や生徒指導通信等による情報発信と啓発
  - ・いじめの定義や、いじめ防止に関する基本的な考え方などについて、保護者に対して情報発信に努める。
  - •「天王地区ふれあい宣言」を基に、校内での取組について伝えるとともに、家庭、 地域社会での協力を要請する。
  - ・いじめに対する支援や指導について共通認識をもち、教職員、保護者及び地域住 民が協力していじめ防止に取り組む重要性について啓発を図る。
  - ・インターネットを通じて行われるいじめについて、「情報モラル講座」などを実施して生徒及び保護者への啓発を図る。また、「情報通信機器所持状況届」を基に、携帯電話やスマートフォンなどの情報通信機器の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼び掛ける。
- ② 教育委員会への連絡と連携
  - ・管理職に対して生徒へのいじめ事案について報告があった場合、確認された事実 や校内での対応等について教育委員会へ報告するとともに、教育委員会からの指 示を基に連携を図る。
- ③ 警察や児童相談所等への連絡と連携
  - ・いじめの内容が、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、五城目警察署と連携するなどして対応する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に処

置する。

- ④ 相談窓口の周知
  - ・やまびこ電話やチャイルドセーフティーセンター等、学校以外の相談窓口について生徒や保護者に周知する。

# 3 重大事態への対応

- (1) 重大事態
  - ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### (2) 重大事態への対応

- ① 速やかに教育委員会へ報告するとともに、調査組織を設置し、事実関係を明確に するための調査を行う。調査に当たっては、教育的配慮に基づき、生徒の人権や個 人情報保護等に配慮して行う。
- ② 調査については、専門知識や経験を有する者を含む組織で行い、公平性、中立性を確保して重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うことを念頭に置く。また、調査結果は教育委員会へ報告する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係 その他必要と認められる情報を、適時、適切な方法で提供する。その際、他の生徒 のプライバシーなど、関係者の個人情報に十分留意し、適切に提供する。また、事 実関係等の情報管理には万全を期す。